

誓 約 書

市が所有する防犯パトロール車を借用して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 防犯パトロール車は、自主防犯パトロールに限って使用し、それ以外の用途には使用しません。
- 2 防犯パトロール車の転貸はいたしません。
- 3 防犯パトロール車は、指定された日時に返却します。
- 4 防犯パトロール車の運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 5 防犯パトロール車は、申請書に記載の運転者が運転します。
- 6 貸付けを受けた防犯パトロール車は、適正に管理し、誠実に扱います。
- 7 運転者が、警察本部長から指定車両に係るパトロール実施者証の交付を受けていない場合は、防犯パトロール車に装備されている青色回転灯を回転させての運行はいたしません。
- 8 上記のほか、久留米市防犯パトロール車貸付事業実施要綱に定められた事項を遵守します。

年 月 日

久留米市長 あて

名 称

代表者

印